

厚木市セーフコミュニティ推進検討委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市民と行政や関係団体等との協働によるセーフコミュニティの推進方法やルールづくり等について調査、検討するために組織される厚木市セーフコミュニティ推進検討委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) セーフコミュニティの推進方法の調査・研究に関すること。
- (2) セーフコミュニティ推進のルールづくりに関すること。
- (3) その他セーフコミュニティの推進に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 地域団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 警察の代表
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、セーフコミュニティ推進主管課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。